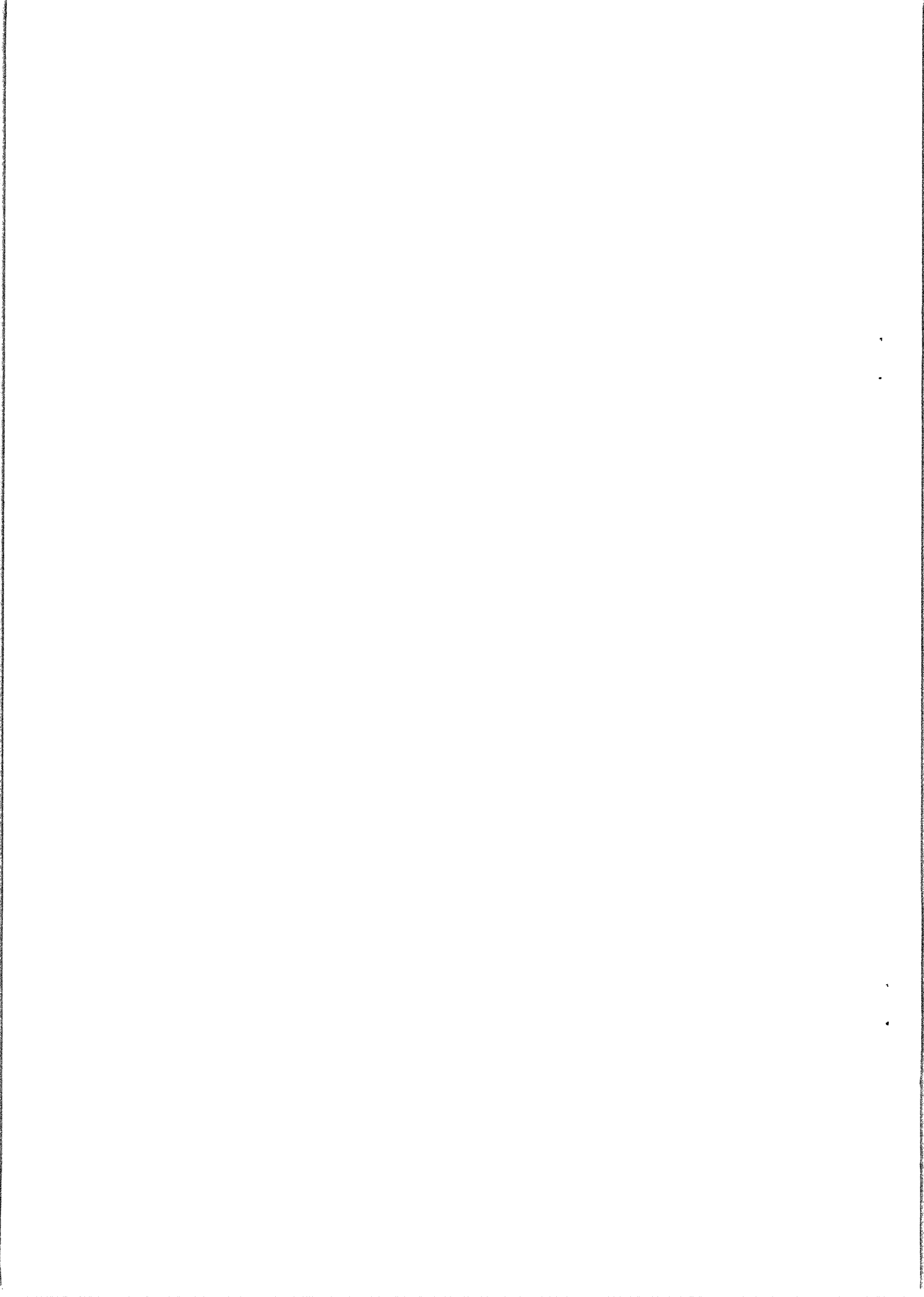


規 約

伊勢原市石田自治会



第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、伊勢原市石田自治会（以下自治会）という。

(会 員)

第 2 条 会員は、石田地区に居住する世帯や事業所をもって構成する。ただし、事業所は賛助会員とする。

(事 務 所)

第 3 条 事務所を会長宅におく。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 4 条 会員相互および石田地区内の諸団体との協力・協調のもとに福祉の増進並びに地域生活環境の整備や防災等に努め、また行政と協議・協力をすすめつつ、会員のための地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第 5 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員相互の親睦や自主防災および文化・体育に関すること。
- ② 石田地区内の諸団体との連絡・協調に関すること。
- ③ 行政情報の活用および行政との連絡・協議に関すること。
- ④ 所有する資産の管理・運営に関すること。
- ⑤ その他、目的達成に必要な事業に関すること。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 6 条 次の役員をおく。

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 会 長 | 1 名 |
| ② 副 会 長 | 4 名以内 |
| ③ 理 事 | 1 5 名以内 |
| ④ 防 災 委 員 | 4 名以内 |
| ⑤ 衛 生 委 員 | 4 名以内 |
| ⑥ 会 計 監 査 | 2 名 |
| ⑦ 総 代 | その年度の代議員代表全員 |
| ⑧ 代 議 員 | その年度の代議員全員 |

(選出の方法)

- 第 7 条 前条の①から⑤までの役員を選出は、総代会において出席者の投票により会員の中から選出する。選出の方法は、別に定める内規による。
- 2 前条⑥の役員選出は、総代の中から推薦により選出する。
 - 3 前条⑦の役員選出は、代議員の中から互選により選出する。
 - 4 前条⑧の役員選出は、会員の中から互選により選出する。

(任 務 分 掌)

- 第 8 条 会長は自治会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。代行の順位は、別に定める内規による。
 - 3 理事は会計、庶務、防災、防犯、衛生、文化・体育などの部門を担当し、かつ一般事業を執行する。各部門の職務は、別に定める内規による。
 - 4 委員は、その部門の理事を補佐する。
 - 5 会計監査員は、自治会の会計監査を行う。
 - 6 総代は総代会において、重要事項を審議・議決する。
 - 7 代議員は会務に協力し、代議員会において特別事項を審議・議決する。
 - 8 会長、副会長、理事、委員、総代および代議員は、別に定める自主防災会規約にもとづく役職を兼務する。

(任 期)

- 第 9 条 第 6 条①から⑤までの役員任期は、2年とするも再任を妨げない。
- 2 第 6 条⑥から⑧までの役員任期は、1年とする。
 - 3 補欠選挙により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

- 第 10 条 会議の種類は理事会、総代会、代議員会、専門部会および自主防災会とする。
- 2 理事会は理事をもって構成し、最高議決機関である総代会は定時および臨時総代会とし、総代をもって構成する。
 - 3 代議員会は代議員をもって構成し、自主防災会は別に定める自主防災会規約による。

(会の招集)

第11条 定時総代会は、年2回開催する。

2 臨時総代会は、つぎの要件を満たしたとき会長が招集する。

- ①総代の三分の一以上の請求があったとき。
- ②理事会において、開催の議決があったとき。
- ③会長が必要と認めたとき。

3 理事会は必要に応じ、会長が招集する。

4 代議員会は必要に応じ、会長が招集する。

5 専門部会は必要に応じ、担当理事が招集する。

(議決事項)

第12条 総代会は、つぎの事項を議決する。

- ①事業報告書の承認に関する件。
- ②決算報告書の承認に関する件。
- ③財産目録書の承認に関する件。
- ④事業計画書の承認に関する件。
- ⑤予算書の承認に関する件。
- ⑥役員選出の承認に関する件。
- ⑦規約改正の承認に関する件。
- ⑧その他の重要事項承認に関する件。

2 総代会の議事については、議事録を作成しなければならない。

3 重要事項の中で急を要するものは、理事会で議決執行し、つぎの総代会にて承認を受けることとする。また、会長は緊急の場合、議事を専決することができる。

ただし、つぎの理事会で承認を受けることとする。

(成立の要件)

第13号 第10条の会議は、過半数の出席者をもって成立する。やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加える。

2 理事会の会議は会長が議長となり、自主防災会の会議は本部長が議長となる。

3 総代会、代議員会の会議は、出席者の中から議長を選出する。

4 専門部会の会議は、担当理事が議長となる。

5 会議における議決は、出席者の過半数による賛成により決定する。賛否同数のときは、議長が決定する。

(組の編成)

第14条 運営を円滑に行うため、組をおく。代表者を代議員という。

2 組の編成は会員の協議を経て、理事会の承認を受けることとする。

3 代議員は原則として互選とするも、組の事情を勘案し輪番制とすることもできる。

4 高齢者および心身障がいなどで業務の遂行が困難と思われる者は、本人の申し出により代議員を免除される。

(連合組織)

第15条 広域的な問題に対処するため、市の自治会連合会に加入し、連絡・協議を行うものとする。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。ただし、特別の事情が介在するときは別に定める内規による。

(収入)

第17条 会費、補助金、寄付金、その他をもって収入とする。

(会費)

第18条 会費はつぎの区分により、代議員が集金する。ただし、賛助会員および集合住宅については理事が集金する。

それぞれの年額や集金方法については、別に定める内規による。

①家屋や宅地の一方、または双方が自己所有の世帯。

②借家の世帯。

③借家の世帯で単身者。

④賛助会員。

2 会員に特別の事情が介在するときは、会費を免除することができる。

(支出)

第19条 総代会で議決された予算書にもとづき、目的に沿った範囲で支出する。

2 既に集金済みの会費は、理由の如何に拘わらず払い戻しはしない。

(帳簿の整理)

第20条 収入、支出および資産を明らかにするため、会計および資産に関する帳簿を整理する。

第 6 章 会 計 監 査

(会 計 監 査)

第 2 1 条 会計監査員は会計年度終了後に監査を行い、総代会に報告する。

第 7 章 加 入・脱 退

(加 入・脱 退)

第 2 2 条 自治会に加入しようとする者は、代議員または、総代に届け出るものとする。
届出の様式は自治会が定める様式とする。

2 地域に転入した世帯または事業所があったときは、その世帯または、事業所に自治会の趣旨を説明し、加入の案内を行う。

3 会員の脱退は、つぎのとおりとする。

①自治会の区域に居住しなくなったとき。

②本人の申し出があったとき。

第 8 章 自 主 防 災 会 規 約

(自 主 防 災 会 規 約)

第 2 3 条 自主防災会規約に伴い、自治会規約と自主防災会規約はそれぞれ補完することとする。

第 9 章 雑 則

(雑 則)

第 2 4 条 この規約を実施するにあたり、必要があるときは理事会において内規を定めることができる。

2 内規を改定したときは、次の総代会において報告し承認を得ることとする。

付 則 この規約は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から実施する。

平成 2 年 4 月 2 1 日改正

平成 8 年 3 月 3 0 日改正

平成 9 年 6 月 7 日改正

平成 1 0 年 7 月 1 9 日改正

平成 1 1 年 1 2 月 5 日改正

平成 1 4 年 3 月 3 1 日改正

平成 2 5 年 3 月 2 4 日改正

内 規

第 1 条 自治会の運営にあたり、規約に定めのない事項については、この内規による。

第 2 条 第 7 条の理事選出については、宿地区および東地区より按分して推薦する。
なお、各理事は総代を分掌する。

第 3 条 第 7 条における役員を選出方法は、つぎのとおりとする。

①会長の選出方法

理事会の推薦者を選考委員会に諮り、総代会において出席総代による投票の結果、選出される。

ただし、円滑を期するため、適当な時点において本人の内諾を得ることとする。

③選出された理事の互選により、4名以内の副会長を選出する。

④防災委員、衛生委員の選出方法

理事会の推薦者を選考委員会に諮り、総代会において出席総代による投票の結果、選出される。ただし、円滑を期するため適当な時点において、本人の内諾を得ることとする。

第 4 条 第 8 条 2 項における会長職務代行の順位は、副会長の中から会長が指名する。

第 5 条 第 8 条 3 項における理事の任務は、つぎのとおりとする。

会 計

①帳簿による金銭および資産の管理に関すること。

②予算書、決算書および財産目録書の作成に関すること。

③会費の集金に関すること。

④補助金、助成金に関すること。

⑤預金通帳等の管理、保管に関すること。

庶 務

①規約に関すること。

②会員名簿に関すること。

③事業計画書、事業報告書に関すること。

④議事録、文書の作成・保管に関すること。

⑤新居住者への対応（入会の勧誘など）に関すること。

⑥その他の事項に関すること。

防 災

①防災に関する指導、啓発、訓練実施に関すること。

防 犯

①防犯に関する指導、啓発、防犯灯の維持・管理に関すること。

衛 生

①ゴミの持ち出しに関する指導、啓発に関すること。

②地域の美化運動行事に関すること。

③駆除薬剤の配布に関すること。

文化・体育

文化・体育の行事に関すること

以上は一応の目安とするも、それぞれの部門に関しては協調性を保ちつつ対処することとする。

第 6 条 第 9 条の新役員の任期は、4月1日から翌年3月末日までとする。

第 7 条 第 9 条 2 項の新役員の任期は、4月1日から翌年3月末日までとする。

第 8 条 第 1 6 条の特別事情については、諸事情勘案の上、暫定措置として、会計年度をつぎのように読み替える。

会計年度は、毎年3月22日から翌年3月21日までとする。

第 9 条 第 1 8 条の会費区分および会費年額は、つぎのとおりとする。

①家屋や宅地の一方、または双方を自己所有の世帯—— 3,500円

②借家の世帯————— 3,000円

③借家の世帯で単身者————— 1,500円

④賛助会員————— ・年額一口10,000円とする。

・口数は入会時に個別に定めさせて頂く。

・従来より加入しておりその額が決定している企業については従来の実績を尊重する。

第 1 0 条 会費の集金方法は、つぎのとおりとする。

2 前条①および②の会員は6月に2,000円を集金し、残額は11月に集金する。

3 前条③の会員は、6月に一括集金する。

4 前条④の会員は、11月に一括集金する。

5 6月末日迄の入会者は全額、11月末日迄の入会者は11月時点の集金額、12月以後の入会者は次年度より集金する。

第11条 自治会館の維持運営にあたり、会長は会員の中から代行者を指名し、運営を委任することができる。

付 則 この内規は、昭和52年4月1日から実施する。

平成 2年 4月21日改正

平成 9年 6月 7日改正

平成11年12月 5日改正

平成13年11月11日改正

平成14年 3月31日改正

平成25年 3月24日改正